

意見

地方自治法（以下「法」という。）第 233 条第 2 項の規定に基づく審査の結果に添えて、ここに意見を記載する。

意見とは、本庁定期監査の実施及び決算審査の過程において発見された事項や課題と考えられるもの並びに大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものであり、具体的には以下によって構成される。

(1) 総括意見

大阪府全体の取り組むべき事項や課題、大阪府の組織及び運営の合理化に資する事項等について、監査委員が必要と認めて記載したものである。

(2) 個別意見

平成 23 年度を対象として実施した本庁定期監査を通じて、大阪府の組織及び運営の合理化に資するため監査委員が必要と認めて監査結果に付したものである。

(3) 指摘事項等

平成 23 年度を対象として実施した本庁定期監査を通じて、大阪府の財務及び事務事業の執行に関する事項について各部局ごとに事情聴取を行い、法令等に抵触する事項で指摘するのが適当と認めた事項（指摘事項）や効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めた事項（指示事項）である。

なお、監査委員が行う監査は、大阪府の財政への懸念や過去から課題として取り組んでいる事項等、大阪府の運営上重要と考えられる事案を中心に検討する方法によっており、すべての事案を網羅的に検証したものではない。

1 総括意見

府は、平成 23 年 9 月定例会において条例を採決・可決し、平成 24 年 2 月 10 日に施行した。その制定の目的は「府が社会経済情勢の変化や府域の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、府の財政運営に関し、基本となる事項を定めることにより、健全で規律ある財政運営の確保を図り、もって府民の福祉の維持向上に資すること」（条例第 1 条）にある。

また、条例第 2 条には「基本理念」として以下を定めている。

(1) 規律性の確保

府の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、府民の受益と負担との均衡を図り、財政リスク（府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象をいう。）を管理するとともに、府と国、他の地方公共団体その他の公共的団体又は民間事業者とが分担すべき役割を明確にすることにより、規律を持って行われなければならない。

(2) 計画性の確保

府の財政運営は、中長期的な見通しを持つとともに、予見し難い情勢の変化の際に府民生活の安定を確保することができるよう、計画的に行われなければならない。

(3) 透明性の確保

府の財政運営は、府民の府政への関心及び理解を深め、その信頼を向上させることを基本として、透明性を確保して行われなければならない。

上記基本理念「透明性の確保」のために府は府民への財務情報の更なる開示と効率的な行財政運営を推進するため、平成 23 年度から複式簿記・発生主義・日々仕訳方式による新公会計制度を導入している。平成 23 年 12 月には暫定版ではあるものの開始貸借対照表を公表し、平成 23 年度決算審査の際には、条例第 25 条第 3 項の規定に基づき、審査の際の参考として会計別の財務諸表その他規則に定める書類及び確定した開始貸借対照表が提出されている。

このような府の財政運営上の基本的な考え方が明確に示された平成 23 年度における決算審査を総括し、以下に意見を添える。

(1) 財政収支の状況について

平成 23 年度の一般会計及び特別会計の実質収支の合計は、203 億円となった（前年度 352 億円）。前年度に引き続き黒字となったものの、対前年比 149 億円の減少となった。また、地方公営企業会計に係る収支を除いた普通会計ベースでの実質収支は、124 億円となっており、前年度に引き続き赤字を回避しているものの、実質単年度収支（注）は 234 億円の赤字であり、景気低迷による税収の落ち込みや今後の府債の償還を考慮すると大阪府の財政は、

依然として逼迫した状況である。

(注) 単年度収支 (= 当該年度実質収支 - 前年度実質収支) から実質的な黒字要素や赤字要素を控除した収支をいい、以下のように算定する。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{積立金} + \text{繰上償還金} - \text{積立金取崩し額}$$

大阪府は、平成 20 年度から「減債基金からの借入れをしない、借換債の増発をしないことを前提に『収入の範囲内で予算を組む』原則を徹底する」方針（平成 20 年 6 月「財政再建プログラム（案）」）を打ち出し、実行してきた。また、平成 23 年度以降は、「大阪府財政構造改革プラン（案）」（平成 22 年 10 月公表）の着実な取組により、大阪府の財政的基盤をさらに強化されることが期待される。

なお、平成 23 年度の同プランの改革目標額 600 億円については、以下のように最終予算額ベースで達成している。

(単位：億円)

【財政構造改革プラン（案）平成 22 年 10 月（改革目標額）】

年 度		23	24	25
府 の 取 組	歳出改革	75	110	110
	事務事業	69	99	99
	出資法人	1	4	4
	公の施設	5	7	7
	歳入の確保	50	65	75
	予算編成における取組みなど	205	155	145
	人件費	270	270	270
計		600	600	600

【改革工程表（改革目標額）】

<各年度当初予算額ベース>

年 度		23	24
府 の 取 組	歳出改革	88	116
	事務事業	81	106
	出資法人	1	3
	公の施設	6	7
	歳入の確保	58	81
	予算編成における取組みなど	205	155
	人件費	270	270
計		621	622

<最終予算額ベース>

23
94
87
1
6
66
205
270
635

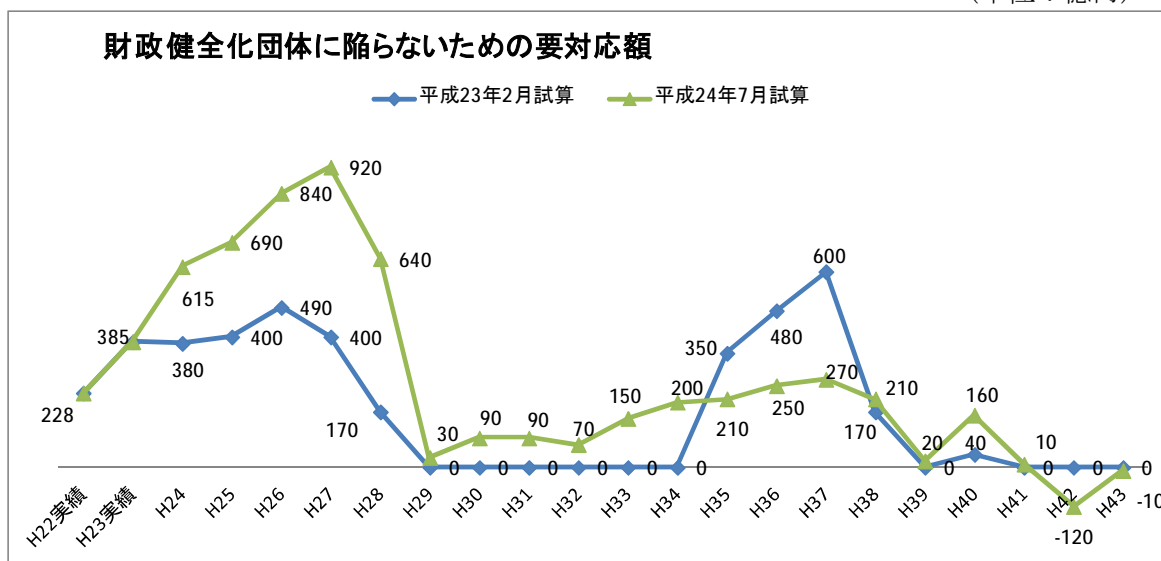
(出典) 「行革ノート」(平成 24 年 4 月) 40 頁から一部抜粋

平成 24 年 7 月に公表された府の財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕(以下「粗い試算」という。)においては、毎年度の公債費を平準化することを前提に試算しているが、その結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)の規

定に基づく財政健全化団体となる実質公債費比率 25%以上とにならないようにするため必要な対応額は平成 24 年度以降大幅に増加している。

以下は平成 23 年 2 月及び平成 24 年 7 月のそれぞれの粗い試算における財政健全化団体に陥らないために必要とされる対応額の試算である。平成 24 年 7 月の試算結果では平成 24 年度以降に必要な対応額が大きく増加している。

(単位：億円)



「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成 23 年 2 月試算、平成 24 年 7 月試算)より作成

しかし、上記の要対応額が確保されたとしても平成 24 年度以降は実質公債費比率が 18% を超える状況が続き、以下の「粗い試算における実質公債費比率の推移」のとおり、平成 30 年度は 24.9%と試算され、財政健全化法に基づく早期健全化基準に達することも懸念される。

平成23度実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
18.40%	18.90%	19.30%	20.80%	21.70%	23.80%	24.60%	24.90%	23.10%
平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
21.60%	20.20%	20.70%	21.60%	24.20%	24.90%	24.70%	21.60%	19.00%

(注) 「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」(平成 24 年 7 月試算)より

一方、平成 13 年度から一般会計の歳入不足を補うための減債基金からの借入残高は、平成 21 年度末時点で 5,150 億円であり、それを考慮した減債基金の実質的残高は 1,869 億円

であったが、平成 22 年度、いったん借入相当額を一般会計から減債基金に繰り入れるとともに、同額を減債基金から取り崩し、一般会計への繰入金としている。その後、基金への復元をした結果、平成 23 年度におけるその残高は 2,814 億円となっている。

条例に沿って、平成 49 年度までに減債基金の積立不足額の解消が求められているが、粗い試算での減債基金の復元計画は平成 34 年度までの試算となっており、その後の復元計画については具体化されておらず、今後の課題として認識されている。

将来にわたって実質公債費比率を早期健全化基準（25%）以上にしない計画的な復元が求められるところであり、償還財源の確実な確保のためにも、経済環境の変化による収支状況に留意し、計画への影響を適時に検討されたい。

なお、現状の府の粗い試算では、現行地方財政法の規定では臨時財政対策債の発行が平成 25 年度までとされていることから、それ以降の財源不足は全額交付税措置される前提である。しかしながら、時限的措置であった臨時財政対策債の発行はこれまでも措置延長されていることにかんがみると、実態を踏まえた試算も併せて行い、府民への必要な説明を加えるべきである。

（注）実質公債費比率とは、財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去 3 年間の平均のこと。当該比率が 25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。なお、地方財政法上、当該比率が 18%以上となると起債は許可制となり、公債費負担適正化計画の自主的策定が要請される（この計画を前提に起債許可。25%、35%以上の自治体には起債制限がある。）

上記の他、今後、大阪府の財政に影響を及ぼす事項としては以下の項目が考えられる。追加の財源負担の動向や適時適切な府民への説明について留意されたい。

ア 財団法人大阪府産業基盤整備協会の解散について

府の出資法人である財団法人大阪府産業基盤整備協会（出捐率 100%）については、府より毎年度当初に借入れを行い、年度末に全額返済するという単年度借入れを継続することによって事業を実施してきた。

しかし、この単年度貸付けを解消するという方針が平成 23 年 8 月に大阪府戦略本部会議により決定されたことを受けて、府からの借入金を法人所有の資産により代物弁済を行い、その上で平成 25 年 3 月末をもって当該法人は解散することが決定されている。

その後、平成 24 年 7 月開催の戦略本部会議では、「府貸付金の回収と債権放棄」につい

て以下のように試算し、検討された。

(単位：億円)

内容	金額	内訳
府貸付金(協会の要返済額)	130.75	元金 130.1、利息 0.65
協会からの返還額	116.28	自己資金(賃貸事業等収益) 5.5 賃貸事業用土地(21.6ヘクタール) 110.78(※) ※大阪府財産評価審査会の答申による
差引【債権放棄額】	△14.47	

本件について、今後、府において留意すべき点は次のとおりである。

(7) 賃貸事業用土地について

平成 24 年 9 月議会において、同法人の解散に伴い、第三セクター等改革推進債を発行する議案が提出されている(起債の限度額は 110 億 7,800 万円)。

代物弁済の対象となる賃貸事業用土地は借入金の担保として設定されている産業団地(テクノステージ和泉及び津田サイエンスヒルズ)であり、実態として地方債の発行によって新たな財産を取得することに等しいものである。

法人解散後は産業団地の運営を府が承継し、賃貸借契約が満了する平成 37 年まで事業を継続し、その後は時価で売却する予定である。

よって、府においては産業団地入居者への対応や賃料の収入事務、それに付随する債権管理などリスクを伴うものであるから、それらに対応できるよう体制整備を行うとともに、当該資産の時価の変動による府の財政負担に留意し、賃貸借契約満了時における売却に向けた具体的な対応について検討が必要である。

(4) 法人の基本財産について

法人の基本財産 17 億 2 千万円のうち、16 億 9 千万円は商工会館の土地・建物(賃貸ビル)であり、府から法人へ無償譲渡されたものである。これについては法人解散までに閉館し、無償譲渡契約(平成 16 年 2 月)に基づき無償で府へ返還され、売却が予定されている。

売却先が決まらない場合、当該資産の保有が長期化することにより新たなコストの発生も懸念されることから早期の売却に向けた取組が必要である。

(注) 法人は年度末に金融機関から借入れを行い、大阪府からの貸付けをいったん全額返済するものの、翌期首には再度大阪府が法人へ貸付けを行い、金融機関へ返済するといったように、毎年度反復・継続的に貸付けと償還を繰り返していたもの。大阪府の貸付けは実質的には長期化していると考えられる。

イ 地域整備事業会計の廃止について

地域整備事業会計（公営企業会計）は、平成 23 年度末に廃止され、今後の事業実施については一般会計へ引き継がれることになった。

これに伴い、同会計の起債残高 471 億円は市場公募債であるため繰上償還できないことから、同額を減債基金として積み立てる必要があるが、同会計の資金不足により一般会計から充当している（305 億円）。また、その財源の一部として地域整備事業会計の未処分地の時価相当額である 233 億円の第三セクター等改革推進債が発行されている。

これにより、平成 23 年度及びそれ以降の財政健全化法上の将来負担比率及び実質公債費比率が悪化することとなる。

ウ まちづくり促進事業会計について

まちづくり促進事業会計は、平成 15 年に設置された会計であり、地域整備事業会計において造成した土地を買い取り、定期借地事業を行っている。同会計では、土地の購入に際し、起債（1,140 億円）しており、定期借地契約期間（20 年）終了時である平成 35 年以降に土地売却収入を充当することから、現在のところ償還は行われていない。

現状、土地 1,140 億円（取得価額）の評価額（注）は 725 億円であり、415 億円の含み損が発生している。定期借地契約が終了する時点における土地の時価の状況によっては、大阪府の財政負担が発生する可能性があるため、時価の動向には留意されたい。

平成 23 年度末有形固定資産（土地）明細

(単位：百万円)

資産の種類	帳簿価額	【参考】評価額（注）
二色の浜	13,206	8,315
りんくうタウン	97,407	62,276
阪南スカイタウン	3,459	1,966
計	114,072	72,557

(注) 評価額は、財政健全化法の例により平成 23 年 1 月 1 日現在の相続税路線価等を基準に算出した場合の評価額

エ 大阪府道路公社について

平成 23 年度末現在、府は、大阪府道路公社に対して 911 億円を出資しており、同公社の借入金（金融機関借入金 334 億円、政府借入金 494 億円）に対する債務保証を行っている。

同公社の収支見通しによれば、有料道路の通行料金徴収期間満了時の財源不足は 1,054 億円と試算されており、料金徴収期間の延長や更なる経費の削減等の措置を講じた場合でも 666 億円の財源不足となる見込みであり、出資金の回収不能額が 471 億円、また、借入金に対する保証履行として 195 億円の府の追加負担の発生が予想される。

同公社の経営状況については今後も注視し、府の財政負担への影響について府民への適時適切な説明が必要である。

(2) 新公会計制度について

大阪府においては、平成 23 年度から発生主義、複式簿記、日々仕訳による新公会計制度が導入され、平成 23 年度決算から貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書が作成された。

新公会計制度は、大阪府の財政状況について、資産と負債のストック情報及び減価償却費や引当金繰入額などを含めたフルコスト情報を明らかにし、行財政運営に係るマネジメントに活用するとともに、府民に対して府の財政状況に係る説明責任を果たすことを目的として導入されたものである。

昨年度の決算審査において、平成 23 年度が新公会計制度の導入初年度であることにかんがみ、具体的な課題の整理を会計局主導において行うこと、また、実務を熟知した会計局がリーダーシップを発揮し、財務諸表の正確性確保のためのより効率的・効果的な内部統制の構築についても引き続き検討し、真にマネジメントに役立つ手法が確立できるよう検討されるべき点を総括意見として添えたところである。

これを踏まえ、新公会計導入初年度においては、定期監査の際に各所属における新公会計制度の導入状況を確認し、また、決算審査の参考として提出された財務諸表についても確認をした結果、財務諸表作成上の課題が散見された。詳細は「新公会計制度による財務諸表に関する報告書」として別途総括しているが、特に次の点について組織横断的な取組が必要である。

ア 平成 23 年度決算に係る財務諸表の概要

平成 23 年度は新公会計制度が導入され、大阪府財務諸表作成基準（以下「基準」という。）に基づいた財務諸表が作成された。財務諸表の概要は次のとおりである。

【各会計合算貸借対照表】

科目	金額（億円）	科目	金額（億円）
資産の部		負債の部	
流動資産	4,429	流動負債	
固定資産	78,601	地方債	4,300
事業用資産	22,547	賞与引当金	439
インフラ資産	41,837	その他	589
重要物品等	2,382	固定負債	
投資その他の資産	11,835	地方債	54,459
		退職給与引当金	7,109
		その他	435
		負債の部合計	67,331
		純資産の部	15,699
		（うち当期純資産増減額）	（△1,240）
資産の部合計	83,030	負債及び純資産の部合計	83,030

各会計合算の貸借対照表上、総資産は 8 兆 3,030 億円であり、その内、固定資産は 7 兆 8,601 億円（総資産の 94.6%）となっている。また、流動負債及び固定負債として計上されている地方債の合計は 5 兆 8,760 億円であり、負債総額の 87.2%である。

【各会計合算 キャッシュ・フロー計算書】

科目	金額（億円）	科目	金額（億円）
I 行政サービス活動		II 投資活動	
行政収入	20,640	投資活動収入	6,964
行政支出	20,156	投資活動支出	7,208
金融収入	4	投資活動収支差額	▲244
金融支出	839	III 財務活動	
特別収入	0	財務活動収入	8,933
特別支出	0	財務活動支出	8,219
行政サービス活動収支差額	▲351	財務活動収支差額	714
		収支差額合計	119
		前年度からの繰越	170
		形式収支	289
		歳入歳出外現金受入額	3,094
		歳入歳出外現金払出額	2,736
		再計	647

次に、キャッシュ・フロー計算書では、行政活動収支で 351 億円、投資活動収支で 244 億円の赤字となっている。一方、地方債の発行と償還の差額等である財務活動収支で 714 億円の黒字となっているため、形式収支において 289 億円の黒字となっている。

【各会計合算 官庁会計、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書の各収支】

(単位：億円)

官庁会計	キャッシュ・フロー計算書	行政コスト計算書
形式収支	形式収支	当期収支差額
a 289	b 289	c △1,240

官庁会計である歳入歳出決算上の形式収支は 289 億円の黒字であり、年間の現金収支を示すキャッシュ・フロー計算書上の形式収支と同額となる（上記 a 及び b）。

一方、投資活動や財務活動を除き、一会計年度において行政活動に要した費用（人件費、減価償却費、地方債利子等を含む。）とその財源として得られた税収入、国庫支出金等の収入及びその差額を表す書類である行政コスト計算書では、当期収支差額は 1,240 億円の赤字となっている（上記 c）。

この要因としては二つあり、一つは、官庁会計上の歳出額が現金支出のみを対象としているのに対して、行政コスト計算書の費用がフルコストを計上していることによるものである。主な内容としては固定資産に係る減価償却費、債権に係る引当金（不納欠損引当金、貸倒引当金）及び人件費に係る引当金（賞与引当金、退職給与引当金）などの非資金取引に係る処理の相違がある。

二つ目として、官庁会計では、行政コスト計算書に計上されない貸付金や出資金など投資活動や府債の発行及び償還など財務活動に伴う資金の出入りが含まれていることによるものである。

このような相違を踏まえ、大阪府の決算及び財政状況を検証・分析し、今後の行財政運営に役立てていくことが求められる。

イ 財務諸表の活用

府はこのような財務諸表を部局別事業別に作成しているが、当該財務諸表上の数値の意味するところについては、各部局で実施する事業との関係において部局レベルでの説明が必要である。

予算執行機関における当該年度の事業の結果については、法上の予算との比較及び収支状況として示す官庁会計と違い、基準によって作成された財務諸表は予算執行機関の資産、負債及び純資産や、事業実施に要したフルコストなどが明確にされるなど、今後の事業実

施上有用な財務分析に資するものである。

具体的な財務諸表の活用方針については、平成 23 年度の財務諸表を詳細に分析し、今後の事業分析のツールとして部局マネジメントにどのように使っていくかを各部局で検討すべきである。例えば、事業の採算性や府民一人当たりのサービスコストの算定により民間サービスとの比較を行うなど現状の分析が可能となる。また、経年比較の実施やセグメント別のコスト比較なども有用である。

府民の府政への関心を更に向上させ、よりよい財政運営のためには客観的数値に基づいて各部局の説明責任が果たされることが期待される。

ウ 内部統制上の課題

正確な財務諸表を作成するためには、新公会計制度の正しい理解とシステムの活用が必須である。しかしながら、定期監査及び決算審査において確認した結果、それらが十分ではない事案が散見されている。以下は全庁共通事項かつ基本となる事項であり、着実に取り組んでいくことが必要である。

(ア) 年次決算を意識した月次決算整理報告の実施

新公会計制度では決算整理を月次決算整理、上半期決算整理及び年次決算整理の分類している。定期監査を通じて月次決算整理の状況を確認したところ、平成 23 年度においては、全所属の大半において月次決算整理が十分に実施されていなかった。

毎月の財務数値の確認が十分ではなかったことは、年度末の決算整理手続上、数値検証に多大な時間を要し、財務諸表作成が大幅に遅延した原因にもなっている。

よって、所属長は部局マネジメントに資する財務諸表が正確に作成されるよう、日々仕訳の確認による間違った処理の是正、月次決算整理の適時の報告を行うための進捗管理、体制づくりについて検討が必要である。

(イ) 財務諸表数値確定までの具体的作業の明確化

財務諸表作成までの工程については会計局から平成 23 年度財務諸表作成（年次決算整理）スケジュールとして示されているが、作成された各部局別事業別の財務諸表が誤りなく作成されたかどうかをどのように確認していくかなどの詳細な手続については明確にされていない。

正確かつ迅速に決算整理を行い、財務諸表の数値確認を行うためには何をどのように行うかの作業手順を明確にしていく必要がある。これについては平成 23 年度の決算整理手続の実状について十分に分析し、平成 24 年度の決算整理手続へ反映されたい。

(ウ) 情報システム上の課題整理

平成 23 年度の財務諸表上、総資産に占める割合が最も大きい勘定は固定資産であり、その大半が公有財産である。公有財産は公有財産台帳管理システムで管理されており、当該システムでは公有財産の異動や減価償却費など財務諸表作成のために必要なデータを作成し、財務会計システムへ反映させている。財務会計システムでは、官庁会計上の処理と並行して新公会計制度上の必要な複式仕訳処理を行っている。

公有財産台帳管理システム及び当該システムと連携する財務会計システムについて確認したところ、今後改善すべき点が認められた。

a システム障害等への対応

システム障害や情報の不整合等の不具合について、解決まで確実に管理する手順・ルールが定められていなかったり、また、発見された不具合への対応や再発防止策が不十分な面があった。さらに、システムやプログラムの変更・データ修正についての手続が明確でなく、承認及び実施の記録が作成されていなかった。手続の明確化や具体的な対応が必要である。

b データの正確性の担保

- ・ 現状、公有財産台帳管理システムへの登録は、手続上、担当者が単独で行っており、登録漏れを検出する手続がない。登録後の登録者以外によるチェック等をルール化し、マニュアル等に定める必要がある。
- ・ 公有財産台帳への登録の根拠となる資料（決裁書、登記簿謄本等）は、公有財産を処分するまで根拠資料を保管するようなルールとなっていないため改定する必要がある。
- ・ 建設 CALS システム（注）から公有財産台帳管理システムへデータが受信済であるが、公有財産台帳への反映が完了していない場合、長期にわたって未処理となっている事案についてその処理を促す手続がないため、アラームやレポート出力等により台帳登録を督促する必要がある。
- ・ 上記データの照会画面は、データ受信日時、ファイル名等が表示されるが、資産種類、所管部門等は表示されていないため、照会画面に資産種類や所管部署等を表示させ、入力誤り等を防止する必要がある。

(注) 建設 CALS システム

公共事業における調査計画から設計積算・入札契約・工事施工・維持管理に至るすべての過程において、IT を活用して関係者が相互に情報を連携することができるシステム。

2 個別意見

(1) 公債管理特別会計の注記について（総務部）

平成 23 年度末の府全体の府債残高は 6 兆 378 億円であり、その償還財源は一定のルールに基づき減債基金として積み立てられる。

新公会計制度上、平成 23 年度末において資産の裏付けのある府債のうち減債基金の積立が次年度以降となるものは各事業の貸借対照表に計上され、資産の裏付けのない府債及び資産の裏付けのある府債のうち平成 23 年度末時点で減債基金の積立の対象となるものは「公債管理特別会計」において集約される。

府は府債の償還財源として減債基金を積み立て、臨時財政対策債等とそれ以外の府債のそれぞれの対応額を公表し、当該基金の積立不足額を示している。前者の臨時財政対策債等には、交付税の算定上、返済原資が考慮されるものが含まれているため、国からの財源措置の見込額を一定の方針で算定し、将来世代の負担額を明らかにすることは、府民にとっても有用な情報である。

また、減債基金の積立ルールは複数あり、さらに、今後、公債費を平準化していく方針であることから、償還時における一般会計に対する影響についてもあわせて情報開示が必要である。

したがって、府としての説明責任を果たす必要があることから、公債管理特別会計に関してわかりやすい注記について今後検討されたい。

(2) 財政収支算定の前提について（総務部）

府の財政収支の見通しは、臨時財政対策債の発行について、平成 26 年度以降発行しない前提で試算されているが、国の財政状況をかんがみると臨時財政対策債の発行は今後も続けられる公算が高い。

制度上の不確実な要素をどの程度考慮するかは、一定の判断が入り、恣意性などが介入するため財政収支には反映させないにしても、可能性が高いと考えられる臨時財政対策債が継続する場合のシミュレーションを行い、想定される財政収支や財政健全化団体となる実質公債費比率への影響を説明することについて検討されたい。

(3) 実践的英語教育強化事業について（府民文化部）

府民文化部私学・大学課は、平成 23 年度から新規に、教育の質を向上するための取組として「実践的英語教育強化事業」を実施している。しかし助成校数は、当初想定 50 校に対し、参加 8 校、助成を受けたのは 4 校となり、想定を大幅に下回る結果となった。また、助成対象となった学校は、帰国子女が多い等、すでに英語コミュニケーション能力が

高い生徒が在籍する学校が中心であり、この助成を契機として能力を高めるといふ助成の趣旨を達成しているかに疑問が残る。

当該事業は、平成 24 年度も継続して実施される予定である。私学・大学課では、参加要件の緩和や基準点の変更等を含む制度変更を検討しているが、現在のところ、当該事業に係る実施要綱等に改善のための変更はなされていない。

平成 24 年度の実施に向けて、(1)府内の高校生の英語コミュニケーション能力を向上及び(2)教育の質を向上するための取組を積極的に行う「頑張る学校」に対する助成、という 2 つの目的を達成するために、それぞれの目標の成果を確認するための指標を明らかにし、1 年目の実施結果の検証を踏まえて、本事業の改善を早急に図られたい。

(4) 大阪マラソン事業における委託業務管理について(府民文化部)

大阪マラソン組織委員会は、第 1 回大阪マラソン(事業費 12 億円)の開催業務を民間業者に 11 億円で委託している。委託金額は、委託業者から事業終了後に提出される決算報告に基づいて確定するが、当該報告の内容について、取引内容の把握や取引金額の確認が、十分に行われていないものがある。

大阪マラソン事業は、府・市・大阪陸上競技協会が主催して、ランナーから参加料を徴収し、府・市からは各々約 1 億円を負担して行われるものであり、その取引内容の透明性・適正性については、府民に対して重要な説明責任を負っているものと考えられる。

今回のマラソン事業は、民間の協力で、大きな経済波及効果を上げるようなイベントとなっており、取引の経理処理方法や管理手法は、弾力的な対応も一定必要であろうが、現状は不十分である。府民への説明責任を果たすため、大阪マラソン組織委員会事務局においては、委託業者からの決算報告について、十分な確認を行われたい。

(5) 指定管理制度の選考、業務遂行について(福祉部)

1 大阪府立大型児童館ビッグバン(以下「ビッグバン」という。)は、平成 11 年 6 月に開設し、開設以来、財団法人大阪府地域福祉推進財団(以下「法人」という。)が一貫して管理を行っているところである。

平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者を公募しているものの、応募者数は低調であり、法人が引き続き指定管理者に指定されている現状にある。競争性が乏しく、創意工夫が働いていない懸念がある。

指定管理者公募にあたっては、応募者数を増やし競争原理を働かせる取組が求められる。選定スケジュールの早期化、施設特性の PR の充実、収入インセンティブ面の検証などに努められたい。

また、建設時、171億円もの巨額投資をした施設であり、多額の経費を費やして運営しているにもかかわらず、入館者が年間26万人程度にとどまっていることから、思い切って一定の予算を確保し、事業者にリニューアルを含めた事業の提案をさせるなど、ビッグバンの魅力をさらに高め、来館者数を増やす取組を進めるべきである。

さらに、開設から10年以上経過し、施設の経年劣化が進んでいる可能性があることから、法人と協議し、長期的視点に立った修繕計画の作成が急務である。

2 平成23年8月29日に男児2名が負傷する展示遊具（重さ56キログラム）の落下事故が発生した。ビッグバン管理運営マニュアルにおいて展示遊具は年2回点検することになっていたが、実際には年に1回しか点検しておらず、指定管理者にも点検回数について指示をしておらず、大阪府の安全性点検についてのモニタリングが不足していた。

また、事故の報道資料提供が平成23年9月13日と事故発生から約2週間経過後だったこと、一斉点検中に事故について公表することなく土日に開館したことは問題である。公共施設としての重要性に鑑み再発防止に向けた安全性の確保が求められる。

(6) 時代玩具の活用について(福祉部)

大阪府は、平成5年6月に、全体として6.18億円で購入した時代玩具を所有し、平成11年6月に開館したビッグバン内の収蔵庫で保存管理を行っている。現在は他の館内備品同様、指定管理者である法人に貸与している。法人は指定管理業務の一環としてビッグバンにおいて管理し、ビッグバン等で展示しているが、有効な活用がなされているとは言い難いことから、あり方について検討されたい。

また、時代玩具は、大阪府の新公会計制度の貸借対照表において資産計上されていないが、府にとって歴史的・文化的に価値の高い資産であることから、所有点数や取得価額合計等の情報を「その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項」として注記されたい。

(7) 泉南医療福祉センターに対する財政的支援等について(福祉部)

大阪府は、平成12年9月に社会福祉法人恩賜財団済生会（以下「済生会」という。）と締結した協定書及び覚書に基づき、済生会が運営する泉南医療福祉センター（以下「センター」という。）の設立当初の整備費用の負担（約51億円）、土地の無償貸付（約1.7ヘクタール）、貸付金（約10億円）の無利息での貸付を行ってきた。

また、協定書及び覚書には、整備後の建物改修や機器等の更新時の費用負担等、将来にわたる府の負担が規定されている。

しかしながら、センター開設から 10 年が経過し、財政再建プログラム（案）による補助対象団体との関係の見直しをはじめ、包括外部監査における指摘や貸付料の減免基準の厳格化など、済生会に対する府の財政的支援等について見直しを検討する機会があったにもかかわらず、これまで抜本的な見直しが図られてこなかった。

今般、大阪府財政運営基本条例の施行を受けて、反復継続した単年度貸付などの財政的支援等の見直しに向け、府は済生会との協議を進めているところである。

については、済生会に対する府の費用負担の範囲を明確にし、以下の措置を講じられたい。

- 1 納税者である府民の視点及び府の財政状況を踏まえ、現状について府民の理解を得られるかを強く念頭に置いて協議に臨み、済生会に対する府の財政的支援等について早急に見直しを図られたい。
- 2 将来にわたる府の負担が規定されている協定書及び覚書については、是正されるべきであり、「将来の世代に負担を先送りしないことを基本とする」との同条例の趣旨を踏まえ、見直しを検討されたい。
- 3 センターの収支状況は、開設時の平成 14 年度から平成 23 年度まで、黒字を計上している。その黒字である法人に対して、土地の無償貸付や無利息での貸付を行うことについては、協定書及び覚書に規定されているとはいえ、その必要性を問われかねない。よって、府が済生会に対する費用負担の必要性について、府民に対して説明責任を果たすことができるよう、自ら検証することが望まれる。

(8) 普通財産の無償貸付について(福祉部)

社会福祉法人恩賜財団済生会（以下「済生会」という。）は、府有地に富田林病院看護師宿舎を所有しており、当該土地について、大阪府は、済生会に対し無償で貸し付けている。

しかしながら、府と済生会との間で締結された使用貸借契約書には、看護師宿舎の使用は規定されておらず、当該用地としての使用は契約内容に反している。

また、無償貸付については、平成 23 年 3 月に総務部長通知が出され、減免基準の厳格化が図られているところであり、その基準に照らし、減免の対象について再検討すべきである。

よって、これらについては早急に是正されたい。

さらに、同契約に基づいて、済生会に対し無償貸付をしている特別養護老人ホーム「富美ヶ丘荘」職員宿舎の用地・建物についても、他の民間が運営する高齢者向け施設との公平性や府の財政状況を鑑みると、無償貸付の妥当性について再検討すべきと考える。

(9) 負担金の金額及び繰出基準の妥当性について（健康医療部）

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）は、経営努力の結果、地方独立行政法人化後単年度黒字を確保しているが、一方で、病院機構への100%出資者である大阪府の財政状況は非常に厳しい状況にある。

病院機構への運営費負担金（以下「負担金」という。）は、一定の根拠に基づいた積上げ計算により算出されており、病院機構としての利益(収支の状況)にかかわらず支出されている。しかしながら、平成23年度における病院機構の単年度資金収支差は約18.5億円であり、損益ベースでの当期純利益は約24.7億円となっている中で、府から126億円を超える負担金を支出していることについては、その必要性を再度検証する必要がある。

本来、負担金は、病院機構として独立採算ではできない部分、府として実施させるべき行政的医療・不採算医療の部分について支出されるべきものであり、これまで以上にその実態を把握する努力が必要である。この観点から、現状の負担金の水準及び算定方法の妥当性について早急に検証すべきである。特に次の4点については、課題があると考えられるため、対応策を検討されたい。

- 1 病院機構に裁量権のある人員体制等を基準とする増嵩分の考え方
- 2 増嵩経費の算定に当たって、急性期・総合医療センターを基準とする考え方
- 3 中期計画上の資金収支を達成するため不足額を繰り入れる考え方
- 4 地方財政計画単価を計算基礎として算出する方法

なお、検討に当たっては、可能な限り、客観性、検証可能性を確保し、府民への説明責任を果たせるよう留意されたい。

(10) 運営費負担金に係る交付要綱の制定等について（健康医療部）

地方独立行政法人大阪府病院機構に対する運営費負担金（以下「負担金」という。）については、交付要綱を制定することなくこれまで支出されてきた。

地方独立行政法人への負担金の交付に当たっては、交付要綱を定め、その目的や手続を明確にすべきである。他の都道府県においては、地方独立行政法人化された公立病院に対する負担金について交付要綱が制定されているところもあり、府における他の地方独立行政法人への運営費交付金についても、交付要綱が制定されている。また、現状では負担金の対象となる事業もしくは事業の一部を実施しなくなった場合など、負担金の返還を求める事態が生じた場合の返還手続が定められていないことから、早急に交付要綱を制定されたい。

なお、府民への説明責任を果たすためにも、負担金繰出しの内訳項目である「高度医療」や「精神医療」等の各分野に対して、府としての行政目的を達成するためにどの程度の

財源を投入し、どのように負担するのかという考え方を要綱に明示することが望ましい。要綱の制定に当たっては、このことについても留意されたい。

さらに、新公会計制度上の財務諸表では、約 122 億円にのぼる負担金について、管理事業区分が一本で計上されているが、府における新公会計制度の趣旨に鑑み、事業マネジメントを可能にし、府民への正確な情報開示を行う観点からも、当該管理事業区分については、目的別あるいは病院別等に区分する必要があると考えられるため、その手法について検討されたい。

(新公会計制度に係る部分については、健康医療総務課に係る意見ともする。)

(11) 救急医療情報システム事業の課題について (健康医療部)

医療対策課で行われている、「救急医療情報システム整備運営事業」(平成 23 年度事業費約 440 百万円。以下「情報システム事業」という。)及び「大阪府医療機関情報システム医療機能情報管理」委託事業(同約 43 百万円。以下「情報管理事業」という。)については、以下の事項について改善に向けて検討されたい。

1 情報システム事業は、随意契約により社団法人大阪府医師会(以下「医師会」という。)に業務委託されているが、委託額の約 44%にあたる情報システム運用業務等については、再委託され、さらに再委託額の約 29%にあたるオペレーション業務については、再々委託されている。これらの再委託、再々委託されている業務については、コスト削減や透明性確保のため、府が直接競争入札により発注することを検討されたい。

また、業務全般について医師会の果たす役割等について検証の上、医師会への業務委託の範囲について精査することが必要である。

2 情報管理事業は、随意契約により医師会及び社団法人大阪府歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)に業務委託されているが、そのうち悉皆調査のかなりの部分が再委託されており、また、医療法により報告が義務付けられているにもかかわらず、回答率が 8 割を下回っている。このことから、業務委託の実施方法を見直すとともに、府が直接競争入札により発注することを検討されたい。

3 情報システム事業では、医師会職員の給与について、給食代、クリーニング手当等が基本給に上乘せされて委託料として支払われている。また、情報管理事業では、医師会職員の委託料における人件費の精算額は、歯科医師会職員の 2 倍の設定となっている。業務委託を行うに当たっては、業務に相当する標準的な人件費を積算し、それに基づき委託金額を設定することが必要である。また、精算手続において、医師会職員の日々の業務内容の把握が不十分であるので、業務日誌等で当該業務を把握されたい。

- 4 情報システム事業に係るオペレータの24時間電話対応については、事業の費用対効果や3E（経済性、効率性、有効性）の観点からの検証がなされていないため、この点について、十分に検証されたい。
- 5 情報システム事業と「救急安心センターおおさか」事業（大阪市事業）との連携等については、事業の効率化やコストの削減を図り、より府民にとって有益でわかりやすい事業とするため、大阪市と積極的に調整を進められたい。
- 6 医師会が実施した府民の意識調査によると、府民の64%が府の「救急医療情報センター」を知らないことから、同センターについては、認知度を向上させ、府民の利用頻度を高めるため、PR方法を工夫するなど、さらなる府民への周知向上に努められたい。

今後、これらの検討に際しては、他府県における医師会等との業務連携や、業務の実施体制等を十分調査するなど、少なくとも東京都、神奈川県など、大阪府と同様な大都市圏の都道府県の調査を実施されたい。

(12) 上海事務所における国際ビジネス支援のあり方について(商工労働部)

国際ビジネス支援について、インド、ベトナムなど世界9地域においては、現地の日系商社やコンサルタントに委託してビジネスサポートデスクを設置し、民間のノウハウを活用して専門的なサポートを行っており、平成21年度から一部の業務について受益者負担の考え方により有料とされている。一方、府が2名の駐在員を配置している上海事務所における支援は、地元政府機関等とのネットワークを使って得た情報を提供するもので、国際ビジネス支援の分野については専門家によるサポートではないため、利用も無料となっている。

現在、大阪府と大阪市の上海事務所について、統合の検討が行われている。この統合を機に、上海においてもビジネスサポートデスクと同等の国際ビジネス支援を提供できるよう検討されたい。

さらに、中小企業が国際ビジネス支援を利用しやすくするため、有料のサービスと無料のサービスの範囲が明確になるよう検討されたい。

(13) 大阪府立労働センターの指定管理について(商工労働部)

大阪府立労働センター（以下「センター」という。）の指定管理者の自主事業として、貸出が行われているギャラリー、セミナールーム及びレッススタジオの利用料金については、公の施設の使用料であることから条例により上限の設定が必要である。条例改

正を行う等是正措置を講じられたい。

また、センターの食堂及び喫茶についても指定管理者の自主事業として指定管理業務に含められ、指定管理者からそれぞれ随意契約により再委託されているが、喫茶は指定管理者制度が導入された平成 18 年度以前から同一業者が引き続き営業しており、食堂は指定管理者制度の導入時から同一業者が営業している。

加えて、指定管理者の公募は、平成 18 年度と平成 22 年度ともに 1 者応募であることから、センターの食堂及び喫茶の業者の選定について競争性が十分に確保されているとは言い難い状況である。

食堂及び喫茶の業者選定の競争性を高めるためには、指定管理者の公募における競争性を高める必要があることから、他の事業者が応募しない理由を検証するなど、競争性を高める方法を検討されたい。

さらに、公の施設の管理運営に係る外形的公平性と競争性の確保の点から、食堂及び喫茶を指定管理業務に含めず府が公募することにより、公平性と競争性の確保を図ることも検討されたい。

(14) 大阪府立労働センター南館の土地（借地権）信託事業について(商工労働部)

大阪府立労働センター南館の土地（借地権）信託事業については、府と財団法人大阪労働協会（以下「協会」という。）の合意に基づき、府が当該土地を貸し付けた協会を受益者として実施されているが、信託期間が終了する平成 25 年度末には約 9 億円の債務が残る見込みとなっている。

信託期間の終了が近いことから、本件事業に係る府の責任の有無と役割を検証し、明確にするとともに、それらを踏まえ、今後の対応に当たっては、府民への説明責任を果たす観点から、十分に透明性を確保されたい。

(15) 事業継続の判断について(環境農林水産部)

府は、平成 23 年度に約 15 百万円で「府営林整備事業」を実施し、近年は毎年度同規模の予算を充てている。当該事業は、荒廃山地等の民有林に無償で地上権設定契約を締結し、府の役割において森林の整備・管理を行うもので、木材の売却等により収益が生じた場合は、契約時に定められた割合に基づき府と所有者で分収するものである。現在は木材の市場価格が低下する傾向にあり、売却による収益は必ずしも見込めるものではない状況にある。

当該事業に係る地上権設定契約は、全て昭和時代に締結された契約期間 50 年超の長期契約であり、この中には、最長で満期が平成 170 年となっているものもある。また、こ

れまでに順次満了を迎え契約を終了したものや、当初契約期間満了後、30～70年の単位で延長されたものもあるが、長期的な事業となるにも関わらず、事業を実施した後、当初の目的が達成されたかどうかや、費用に見合う効果が得られたかの検証・評価が十分になされていない。事業継続可否の判断基準が明確にされておらず、事業を継続することの意義や規模の適正性について説明責任が十分に果たされているとは言えない。

府が地上権設定契約を締結し、民有林の整備・管理を行うという昭和初期から開始されたスキームは、現在の社会環境からは成り立たない可能性もあり、その必要性が明確ではない。時の経過に伴い所有者の世代交代や社会情勢、環境が変化していく中で、社会要請に応じた形で柔軟に対応していくためには、事業の方針そのものを見直し、事業の位置づけを明確に定められたい。また、その際には、治水や自然環境の保全という観点も含めた総合的な大阪の森を守るという制度へと見直すべきである。

(16) 事業の適切な管理について(環境農林水産部)

交流ネットワーク総合整備事業「堺南部地区」は、国50%、堺市35%、大阪府15%の負担により実施されている1.4キロメートルの道路建設事業である。

この事業は総事業費18億円に対し、工期は平成19年度までの5年間、事業が創出する経済効果は総事業費の2.64倍あると計算され、平成15年度に事業の開始が決定された。

しかし、その後、総事業費は29億円に増加、工期は平成25年度までに延長され、経済効果も1.37倍に低下するなど、当初の計画との間に大きな差異が生じている。

この事業の計画及び計画変更の過程を検証すると、当初は近傍の既存ボーリングデータを用いて地盤状況を推定して計画していたが、事業着手後の平成16～18年度の詳細設計にかかるボーリング調査で軟弱地盤が判明したことから、大幅な計画変更が予想されることとなった。実際に、工法検討、関係者協議等を行った結果、総事業費の増加、工期の見込みが明らかになっているが、建設事業評価委員会の再評価に諮ったのは平成21年度になってからである。また、再評価の審議にあたって十分な説明がなされていないことなど、事業の再評価の手続、時期に課題がある。

公共工事においては、事業の開始決定にあたり十分な議論がなされ、計画進行中においては事業の透明性を確保し、適時事業見直しについて、議論が尽くされることが必要である。

本事業においては、大阪府建設事業評価実施要綱の趣旨に沿って誠実に対応していれば、より早期に、工事の中止を含め、事業の見直しについて選択肢の幅が広がったはずである。

本事業を含め、見直しは随時必要なのであって、再評価について限定的な解釈をするの

ではなく、税金を効率的・効果的に投入するという本来の趣旨に照らし事業を適切に管理されたい。

(17) 指定管理者制度について(中央卸売市場)

大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）では、平成 23 年度に指定管理者の公募を行い、場内業者が共同出資する株式会社が指定管理者として指定された。利用料金制（利用料金を指定管理者の収入として収受し、施設の管理運営に充てる制度）のもとでは、当該場内業者は、利用料金を市場に支払う立場でありながら同時に、利用料金等の収入を得る指定管理者の立場ともなるため、一方的に市場に不利な条件が成立するということもありうる。したがって、このようなケースでは、どのような取引で利益相反が生じるのか、また、それについて、どのような歯止めがかかっているのかを事前に検討しておくことが重要である。市場は、利用料金額の決定は、府の承認が必要であるため、チェックは機能していると主張するが、利益相反は利用料金の変更だけではない。具体的にどのような点に留意し、どのような方法でチェックを行うか等を整理し、明示すべきである。

例えば、契約書上、府と指定管理者のリスク分担表では、「指定管理者の責めに帰すことのできない利用料金等の減収」といった一般的な売上の減少についても、府のリスク負担または協議事項としている。このように、リスク分担表では、府の負担または協議事項とされているものについて、どの程度状況が悪化した場合に協議に入り、どの程度までなら府がリスクを負担するのか、判断基準が明確にされておらず、抽象的で、その都度、交渉で決まるように見える。

指定管理者の特殊な立場をかんがみると、府民への説明責任を果たす観点からも、市場としては、市場と指定管理者との間で発生しうる利益相反取引について整理した上で、事前に客観的で透明性のある公平な判断基準を明文化すること及びチェック体制の整備（チェック方法、留意点、承認者等）を含めた運用方針を定めるよう厳格に対処されたい。

（なお、この意見は環境農林水産部流通対策室に対する意見ともする。）

(18) 都市整備部固有の固定資産の会計処理に関する詳細なルール化について（都市整備部）

都市整備部の所管する資産は、道路・公園・河川・下水道施設など、各出先機関において計上される固定資産の比重が極めて高く、府全体のインフラ資産のうち 9 割以上を占めている。

大阪府新公会計制度の下、これらの膨大かつ多種多様な固定資産について、各出先機関

が迷うことなく適正な会計処理を行うためには、現状の府全体の一般的なルールのみではカバーしきれていないものと考えられる。

資本的支出（資産計上）と修繕費（費用計上）の区分や耐用年数の決定、減損会計をはじめとする固定資産の会計処理に関して、個別具体的なケースに対応したより詳細な処理マニュアルを会計局と連携の下、都市整備部固有の事業内容に精通した都市整備部本庁が中心になって整備し、周知徹底するよう努められたい。

(19) 大阪府道路公社の経営状況並びに府の将来負担に関する会計処理について（都市整備部）

大阪府道路公社の経営状況に関して、平成 24 年 2 月時点で同公社より公表された有料道路の通行料金徴収期間満了時の財源不足見込額は 1,054 億円（料金徴収期間の延長や更なる経費削減等の措置を講じた場合の試算は 666 億円）であり、同公社の収支見通しは依然厳しいものとなっている。

府は平成 23 年度末時点で、大阪府道路公社に 911 億円の出資金及び同公社の借入金（金融機関借入金 334 億円、政府借入金 494 億円等）に対する債務保証を有している。同公社の収支見通しに基づき試算したところ、料金徴収期間の延長や更なる経費削減等の措置を前提とした場合でもなお、出資金のうち 471 億円が回収不能となり、また、同公社の借入金に対する保証履行として 195 億円の府の追加負担の発生が予想される。

このように、大阪府道路公社の経営状況は、府の財政にも極めて重要な影響を与えることから、所管課として、財源不足額を軽減するための効果的な方策の策定に取り組むとともに、府民に対する説明責任を果たしていくことが引き続き求められるところである。

このような状況において、大阪府新公会計制度においても、資産の実質価値及び将来の負担を適切に財務諸表に表すために、出資金の減額及び債務保証損失引当金を計上すること、もしくは、追加的な情報として、出資金が減額されていない旨及び債務保証損失引当金を計上していない旨を注記事項として開示することを検討されたい。

(20) 府営公園指定管理者の選定手続について（都市整備部）

大阪府営公園の指定管理者選定は、競争性及び公園管理の品質維持が図れるよう、公募を行い、選定委員会が一定の選定基準及び審査基準に基づいて提出された書類等を審査し、指定管理候補者を選定する仕組みとなっている。

選定委員会の庶務を担当する府都市整備部公園課の事務について、次の課題が認められたので、改善に向けた取組を行われたい。

- 1 雇用が必要な有資格者について、応募時とは別の者を雇用している事例があった。

また、ほとんどの職員が前回指定管理者から引き継いで雇用された者や新規雇用で占められており、応募時点では公園管理を行い得る体制が整っていなかったのではないかと考えられる事例があった。

このため、公園管理に必要な有資格者や、少なくとも主たる業務を司る責任者の雇用現況について確認できる仕組みをつくるなど、今後、募集のあり方について検討されたい。

2 応募時の外注計画以外の業務が外注されている事例があった。

よって、公園管理の品質を維持するとともに契約の公正性を確保する観点から、契約後においては応募時の外注計画に記載されていない業務の外注がされていないかを確認されたい。

3 委員会での審査について、どのような過程を経て進められるのか、各選定委員の評価点はどのような場合に調整を行うか等のルールが文書によって明確化されていなかった。

このため、これらを審査前に文書化しておくことを検討されたい。

4 事業計画に関するヒアリングについては、全応募者に対して実施しているわけではないが、実施・非実施のルールは文書化されていなかった。

応募者間の公平性の確保及び選定手続の透明性の確保のために、全ての応募者についてヒアリングの機会を均等に設けること、あるいは、ヒアリング対象者とするか否かの選定基準を明確に文書化すること、について検討されたい。

5 委員会において、どのような判断過程を経て指定管理者決定に至ったのかについて議事録が残っていなかった。

指定管理者選定の透明性を図るため、また、説明責任を果たすために、選定過程を記録として残されたい。

(21) 府営公園指定管理者の募集について（都市整備部）

平成 23 年度の 9 府営公園の指定管理者選定における公募において、4 府営公園が 1 者のみの応募となっている。これら 4 公園は、公園利用者による満足度のアンケート結果の平均点に比べ低い状況となっている。

公園課によれば、1 者応募となった要因は、指定管理者制度導入以後継続して参考価格が下がってきているためであり、参考価格算定方法の見直しを実施しているとのことである。

広く民間ノウハウを取り入れつつ、住民サービスの向上を図るという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、その他の要因の有無を確認するなど指定管理者の募集方法につい

てさらなる見直しの必要性を検討するとともに、参考価格算定方法の見直しを行った旨を含め、より一層のPRを図りたい。

(22) 府の保全対象施設における緊急補修工事の委託契約について（住宅まちづくり部）

公共建築室では、府の保全対象施設の緊急補修業務について、主として補修方法の検討や補修業者の選定等補修工事発注を行うまでの調整事務と実際の工事の契約事務について、長期にわたり大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）に随意契約により業務委託している。また、公社でも、府から委託された事務のうち、実際の工事業者との契約については、随意契約で行っている。こうした契約が、長期にわたって行われているため、当該業務委託の公平性及び透明性を確保できない状態となっている。

したがって、当該業務委託を行う際の公社の優位性を再評価するとともに、その委託契約のあり方について検討されたい。

(23) 廃止した地域整備事業会計の今後の管理について（住宅まちづくり部）

大阪府地域整備事業会計（以下「地域会計」という。）は、平成23年度末で廃止され、平成24年度から一般会計に引き継がれることになった。一般会計においては、新公会計制度が適用されることになるが、新公会計制度では、管理事業として1つの場合においても、複数の異なる事業については、それぞれ事業別にセグメントを設けて管理していくことが可能になる。地域会計は2つの主要な事業を有しているため、主要事業ごとにセグメントを設けて管理することを検討されたい。また当該セグメントにおいて、事業に係る資産及びその対応する負債を一体で管理することを検討されたい。

(24) りんくうタウン活性化事業の今後の進め方について（住宅まちづくり部）

りんくうタウンの活性化については、平成23年度に戦略プランを策定し、その中で、国際医療交流の拠点づくり及びクールジャパンフロントのまちづくりといった2つの事業に取り組んでいるところである。しかし、当該事業のうち、後者の今後の取組においては、来場者数や経済効果額等の予測数値や事業運営のスケジュールといった計画画面、パートナー事業者と府の役割・責任体制の面並びに事業の進捗管理の面においてそれぞれ課題が見受けられる。

今後、当該事業のモニタリング方法、事業の再評価ルールを作成し、透明性の高い適切な管理を行われたい。

(25) 財務諸表の正確性確保の体制について（会計局）

新公会計制度により作成された財務諸表については、大阪府財政運営基本条例第 25 条に基づき公表することになるが、正確な財務諸表の作成のためには同制度及び手続上の理解が不可欠である。

財務諸表の正確性を確保するためには、所属での重要な勘定を特定し集中的に確認する視点の導入により、各所属で月次決算の精度をあげ、さらに各所属で新公会計制度の理解を深められるようにすべきであり、これまで実施している会計実地検査の手法について改善する余地がないかどうかを分析し、今後の検査手法及び指導体制の整備について検討されたい。

(26) 政務調査費について（議会事務局）

政務調査費に関し、現行の「政務調査費の手引」の規定では、提出すべき証拠書類について、会派及び議員の解釈が異なるため、貼付される書類にばらつきが見られる。公金である政務調査費の支出について、適正な審査を行うとともに、府民への説明責任を果たすため、「使途基準の三原則」に即した、社会的妥当性のある客観的かつ統一的な証拠書類を求めるなど、手引の点検・見直しを図られたい。

(27) 教育研究団体と学年費のあり方について（教育委員会事務局）

大阪府高等学校生活指導研究会（以下「研究会」という。）が発行している「高校生生活新聞」（以下「新聞」という。）は、府立高等学校 139 校のうち 119 校で生徒に対する生活指導のための教材として購入されているが、公正性や透明性の観点から次の問題がある。

- 1 教員で構成された研究会が、生徒や保護者から年間約 404 万円（印刷費等の諸経費控除後）もの収益を上げ、これを原資として活動しており、外形的な公正性に疑問があること
- 2 大多数の学校では、生徒から徴収した学年費から新聞の購入に係る費用を支出しており、生徒や保護者がその事実を認識していない、あるいは認識していたとしても支払を拒否しにくい形で徴収していること

教育委員会事務局においては、新聞を学年費で購入することの適否や研究会の運営経費の確保のあり方など現状の妥当性について検証し、是正措置を講じることとされたい。

また、他にも同様の事例がないかを確認し、必要な措置を講じることとされたい。

なお、学年費については、本件の新聞にとどまらず、安易に運用されることがないよう生徒・保護者が内容をチェックすることができる仕組みを検討するなど徴収に当た

り公正性や透明性の確保を図ることとされたい。また、府立学校に入学しようとする生徒やその保護者にとって学年費などの負担金額に係る情報を得られるよう周知に努めることとされたい。

(28) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度の加入について(教育委員会事務局)

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度は、学校等の管理下において、児童、生徒等に災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)が行われるものである。

大阪府は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が実施する独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度に加入している。

この制度には次の課題が存在するので是正に向けた取組を行われたい。

- 1 教育委員会は、保護者負担金の納入の有無にかかわらず、センターに加入希望者の全員分の共済掛金の全額を支払っている。そのため保護者負担金を支払っていない場合であっても、同制度に加入することとなっている。保護者に対する制度の周知や保護者負担金の徴収に係る仕組みなど事務処理の改善を行い、滞納を発生させない仕組みを検討されたい。
- 2 大阪府立高等学校(全日制課程)の保護者負担の割合は**83.65%**であり、**47**都道府県中**17**番目に高いが、他府県では保護者の負担を法令で定める最大限の9割としている県もある。財政状況の厳しい中、今後の共済掛金の動向を見極めながら負担率を検討すべきである。
- 3 保護者負担金の収入未済額は平成**21**年度**5,920**千円、平成**22**年度**6,765**千円、平成**23**年度**7,320**千円と年々増加傾向にある。本債権の徴収事務は学校が行っているが、教育委員会事務局においても授業料等と併せて法的措置(支払督促申立て)を行うなど、効率的な債権の徴収を行うこととされたい。
- 4 本債権については、時効期間(**10**年)を超える債権が多数存在する。これらの債権については、徴収の可能性が極めて低いと考えられるが、これまで不納欠損や債権の放棄をした事例はない。徴収に係るコストを勘案し、「大阪府債権回収及び整理に関する条例」に基づき整理を行うことを検討されたい。

(29) 府立学校における後援会・同窓会会計のあり方について(教育委員会事務局)

- 1 府立学校には、在校生や卒業生の保護者等の有志が学校を支援することを目的として構成する団体(以下「後援会」という。)や卒業生が相互の親睦を図るとともに

母校の発展を期することなどを目的に構成する団体（以下「同窓会」という。）がある。

これらの団体は、P T Aとは異なり、本来学校とは独立した存在であるにもかかわらず、府立学校 164 校中 65 校において、学校がこれらの団体の通帳を保管し、会計事務を行っていた。

については、これらの団体に対して会計事務を自ら行うよう促すこととされたい。

なお、当面、後援会や同窓会の会計事務を学校において実施する状況が生じるのであれば、P T A会計と同様に基準を策定し、取扱いの明確化を図られたい。

- 2 昨今、学校運営に当たり公費で負担すべき費用についてP T A会計から支出されていたことが問題となっている。大阪府においては、既にP T A会計の取扱いについて基準を定めているものの、府立学校の一部において、公費で支弁すべき校舎修繕・改良工事や消耗部材に係る経費を後援会や同窓会が負担している事例があった。

よって、後援会や同窓会からの支出についてもP T A会計と同様に公費で負担するものとの区分を明確にし、適切に運用することとされたい。

- 3 学校が公費負担すべき経費を私費から支出する背景には、予算編成が硬直化していたり、予算配当に係る事務が円滑に行えていないなどの課題があるものと考えられることから、公費負担が適切に行えるよう予算編成や配当に係る事務の改善を検討されたい。

3 指摘事項等

(1) 指摘事項

ア 歳出関係

- ・ 「中之島にぎわいの森シンボルツリー点灯イベント運営業務」については2号随意契約し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に該当するとして、比較見積書を省略していたが、予定価格との対査による契約金額の適正性の検討は行っていなかった。また、契約書の仕様書には、当該随意契約の根拠となる業務内容についての記載がなかった。(府民文化部)
- ・ 「おおさかカンヴァス推進事業作品展示発表にかかる安全管理及び原状回復等業務」に係る委託契約について支出負担行為が大幅に遅れ、契約履行期間が平成23年11月23日から平成24年3月31日であるにもかかわらず、契約日が平成24年3月2日となっていた。(府民文化部)
- ・ 委託事業(委託金額が150万円を超えるもの)における履行確認の検査において、検査調書の作成が行われていないものがあった。また、補助事業において、支払年度内に履行確認の検査が行われていないものがあった。(福祉部)
- ・ 委託事業に係る事務処理について確認したところ、「ハンセン病療養所入所者社会復帰等支援事業」に係る委託契約において、委託契約書及び「事業実施要領」の記載内容とは異なる事業内容を実施しているものがあった。また、契約上、大阪府の承認を得て行うこととなっている再委託について、文書による承認手続が行われていなかった。

これらの事業内容の変更や再委託の承認については、意思決定に関する府の内部決裁が行われておらず、また、受託者に対して口頭のみによってその承認が行われていた。

さらに、精算報告書を確認したところ、府の委託料支出は当初予算額から増額にはなっていないものの、個々の支出内容で見ると、受託者から提出された見積書における経費と異なる項目(科目)で支出されているものや同一の項目(科目)でも大幅に増額されて支出されているものがあった。1者による随意契約であり、概算払である委託事業の実施に際しては、受託者から提出された見積書の内容が実態に即したものとなっているかどうか、過去の実績も踏まえ項目(科目)ごとに精査するとともに、精算に当たっては、支出項目(科目)ごとに当初見積と実績とのかい離を検証することが必要である。

(健康医療部)

- ・ 委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出何の起案及び決裁ができていないものがあった。(4件 54,203,558円)(商工労働部)
- ・ 委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出何の起案及び決裁ができていないものがあった。(5件、2,205,428円)(教育委員会事務

局)

- 10万円以下の物品の購入に当たり、見積りが1社のみで比較見積を行っておらず、価格の検証が不十分なものが、27件469,901円あった。(緑風冠高等学校)
- 業務委託契約の事務手続において、一部事業費を予算で債務負担行為として定めず、また支出負担行為に係る手続を行わずに契約を締結していたものがあった。(警察本部)

イ 庶務諸給与関係

- 住居手当の支給対象外の職員に対して、手当が支給されている事案があった。支給額の返還請求を検討するとともに、同様の事案がないことを再度確認する必要がある。また、親族等が所有している住宅を借り受ける場合(親子間賃貸)の住居手当の認定時の確認については十分に点検されたい。(総務部)
- 管外旅費の支給事務において、概算払された旅費の精算が大幅に遅れているものが多数(45件)あった。また、航空賃を含む旅費の支出について、支出命令伺に支払いを証明するに足る資料の添付がないものがあった。(福祉部)
- 通勤手当の認定事務において、自宅から最寄駅までの距離を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。
また、通勤手当の支給事務において、通勤経路の変更等に係る再計算を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。(健康医療部)
- 管外旅費の支給事務において、概算払された旅費の精算を怠っているものがあった(3件716,487円)。今後はこのようなことのないよう必要な措置を講じられたい。(商工労働部)
- 通勤手当について、申請どおりの経路で認定を受けたにもかかわらず、実際には当該通勤手当を下回る金額の他の方法により通勤していたことにより、過大な通勤手当を受けていたものがあった。(1件、13,170円)(教育委員会事務局)
- 非常勤講師の勤務管理事務において、非常勤講師が出勤簿に押印した授業等回数と出勤簿取扱担当者が確認した勤務日数が異なっており、出勤簿の管理ができていなかった。
また、本件については、予算配当された授業数に相当する金額により報酬が支払われており実績に基づいた報酬支払が行われていなかった。(緑風冠高等学校)

ウ 財産関係

- 水産課が実施した漁港施設の工事39百万円に関して、公有財産台帳に登載漏れとなっていた。また、新公会計制度において、貸借対照表上、87百万円が固定資産の計上漏れとなっていた。(環境農林水産部)

- ・ 港湾局が無償で譲り受けた資産（登載金額 **2,340** 百万円）は、土地と工作物から構成されるにもかかわらず、すべて土地として公有財産台帳に登載されていたため、管理の実態と公有財産台帳の登載内容が整合していない。

また、台帳に登載する取得価額は時価に比準して算定する必要があるが、根拠が不明確な金額により登載されていた。（港湾局）

- ・ 行政財産の使用許可事務及びこれに係る使用料の徴収事務において、使用許可物件の一部を廃止する旨の届出が提出されていたにもかかわらず、行政財産使用許可の変更の手術を行うことなく、変更後の使用料を徴収しているものがあった。（岸和田高等学校）

エ 物品関係

- ・ 備品の管理事務において、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの（5点、**1,106,910** 円）があった。（教育委員会事務局）
- ・ 管理換えにより受け入れた備品の管理事務において、備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの（3点、**509,799** 円）や受入れを示すラベルが貼付されていないものがあった。（緑風冠高等学校）

オ 業務

- ・ 平成 **21** 年度の府営公園指定管理者選定手続において、大阪府行政文書管理規則に基づき保存しておくべき都市公園指定管理候補者選定委員会での選定過程を記した行政文書が保存されていなかった。（都市整備部）

(2) 指示事項

ア 歳出関係

- ・ 府が大阪府森林組合に委託した緑化樹養成配付業務 **15** 百万円は、特定の受託業者の専門性を評価し2号随意契約として契約を締結しているが、当該事業が他の事業者では実施できないか調査を行うなどして、入札方式による契約の導入などを検討されたい。

また、再委託の禁止等に関する条項が記載されていない委託契約書を使用しているが、他の事業者では実施できないとする随意契約を締結するならば、再委託は原則禁止すべきであり、例外的に認める場合は、府の承認を義務付けるべきである。（環境農林水産部）

- ・ 国有財産登記測量業務は、予定価格が **100** 万円を超えるものについては、一般競争入札により、超えないものについては、1号随意契約（少額随意契約）により、契約が行われている。

しかしながら、当該委託業務について、一般競争入札の落札率の平均は **20%** であるのに対して、1号随意契約の場合の設計金額に対する契約金額の割合の平均は **90%** を超えており、両者は著しく乖離している。当該委託業務は、見積合せの方法や積算方法を見直すなどの改善が必要であり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう検討されたい。
(環境農林水産部)

- ・ 土砂災害雨量情報システム(統制局)の再調達価額(建設工事デフレーター適用前) **140,295,000** 円を公有財産システムに登載すべきところ、入力担当者が誤って **24,000,000** 円と登載していたものがあつた。この結果、大阪府新公会計制度における開始貸借対照表上も誤った金額により資産計上されていた。

公有財産システムへの登載においては、入力担当者のみならず、第三者により、適切な登載が行われているか確認をすべきである。(都市整備部)

- ・ 港湾局は防災情報システム点検業務を委託しており、結果報告書によると防災スピーカーのバッテリー電圧が低下しており、緊急時に正常に機能しない恐れがあることが判明した。この不備に対する補修は、緊急性が高いとされているが、港湾局は当該不備を把握した後5ヶ月を経過した監査時点においても補修等の措置を完了できていない。

府民の生命及び財産を守るために、(1)現在発生しているバッテリーの性能に関する不備は直ちに補修するとともに、(2)今後の点検で緊急性の高い不備を把握した際は、迅速に対応されたい。(港湾局)

- ・ 大阪府議会では議会図書室を有することから、「専門図書館関西地区協議会」に加入しているが、事業内容を確認したところ、議会図書室運營業務へのメリットは少ないと考えられる。逆に大阪府は企画委員のメンバーとなっており、職員の事務的負担も大きい。

費用対効果を検証し、継続加入の是非を含め事務的負担等の軽減について検討されたい。(議会事務局)

イ 庶務諸給与関係

- ・ 労働基準法上「労働者に適用される労働時間等に関する具体的な条件」を明示しなければならないことになっており、労働契約法第4条2項では、「労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。)について、できる限り書面により確認するものとする。」となっているが、非常勤嘱託員の業務日程が流動的であるため、1カ月の勤務日が **10** 日としか定められておらず、労働条件が明確にされていないものがあつた。

非常勤嘱託員の勤務実態に則した労働条件を明確にし、書面により確認するか、ま

たは実態に則した契約形態を検討されたい。(府民文化部)

ウ 財産関係

- ・ 都市整備部の出先機関(15箇所)における適正な事務の執行を確保するためには、出先機関を管轄する立場にある都市整備部本庁が、各出先機関に対する統括・牽制機能を発揮することが重要と考えられる。

過去の出先機関に係る監査の結果、指摘事項等が多数検出されている状況や、平成23年度公有財産調査の結果、大阪府新公会計制度の開始貸借対照表作成における資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われていないものが多数検出されている状況を踏まえ、以下の取組を実施されたい。

- 1 過去に指摘のあった事項、誤りのあった事項など、リスクの高い具体的チェック項目について「自己点検チェックリスト」を本庁が作成し、各出先機関に責任をもって自己チェックを行わせた結果を回収、モニタリングするような内部統制の仕組みを構築されたい。
- 2 特に、平成23年度公有財産調査の対象外となっている約2万件の資産について、資産の現物確認及び台帳への登載が正しく行われているかどうかの自己点検を早急に実施されたい。

(都市整備部)

- ・ 大阪府新公会計制度において、平成22年度以前に取得した河川室が所管する全ての工作物について、取得原価(購入価額)が明らかでないとして、再調達価額に基づいて開始貸借対照表に計上している。

しかしながら、上記工作物の中には、調査によって取得時の購入価額を確認できる資産が含まれていると考えられ、開始貸借対照表作成要領に反した会計処理となっている。

金額的に重要な資産で、調査によって取得時の購入価額を確認できるものについては、当該購入価額を基礎として取得原価を決定し、開始貸借対照表に計上されたい。

(都市整備部)

エ 物品関係

- ・ 府政情報センターにおいては、刊行物について販売管理システム上の冊数と現物の冊数とが整合していることを定期的に確かめる手続(以下「棚卸」という。)にルールが設定されておらず、棚卸の実施状況及びその結果について確認できなかった。

刊行物の現物管理を適切に行うため、棚卸ルールを設け、当該ルールに基づき、定

期的な棚卸を実施することを検討されたい。

また、刊行物は最終的に作成元である各部局に返還されることになるため、棚卸により現物の冊数と管理上の冊数とに差異が生じていることが判明した場合、どのように各部局に報告するか検討されたい。(府民文化部)

オ 業務

- 平成 23 年度末をもって廃止した地方公営企業会計である大阪府地域整備事業会計が、平成 24 年度から一般会計へ引き継がれることになったが、その引継ぎに係る方針の最終決定が遅延しているため、引継事務が完了していない。

一般会計の平成 24 年度の期首貸借対照表作成に間に合うよう、早急に引継ぎに係る基本方針を定め、適正な事務執行に努められたい。(住宅まちづくり部)

- 府が平成 23 年度から導入している新公会計制度においては、未収金のうち不納欠損が見込まれる金額について不納欠損引当金として計上することとされている。当該引当金の計上について、次の対応を行うこととされたい。

- 1 府立高等学校の入学料、授業料及び空調使用料に係る未収金（平成 23 年度末総額 264,424 千円）については、全額を一般債権として取り扱っており不納欠損引当金を計上していない。

しかしながら、滞納した状態で卒業し年数が経過している場合は、弁済に応じる可能性は高くないと考えられる。また、これらは公債権であり、5 年の時効期間の満了によって債権が消滅するため、時効期間の満了が近接しかつ債権回収が困難となっているものは、時効期間の満了による債権消滅のリスクが高く、近年においても毎年度 1 千万円前後の不納欠損が生じている。

このため、この未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上することとされたい。

- 2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度の加入に係る保護者負担金の未収金（平成 23 年度末総額 7,320 千円）については、これまで不納欠損が行われていないことから、不納欠損引当金を計上していない。

本債権は私債権であるが、時効期間が満了したものは、時効の援用により債権が消滅する可能性が極めて高い。また、長期にわたり債権回収に向けた取組が行われていなかったものもあることから、回収が極めて困難となっているものもあると考えられる。

このため、この未収金については、現状に即して債権を分類し、所要の不納欠損引当金を計上することとされたい。(教育委員会事務局)